

令和3年度財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)結果

- 1 **実施期間** 令和3年11月8日から12月24日まで
- 2 **対象とした
事項及び範囲** 令和2年度及び令和3年度
指定管理執行状況について
- 3 **対象施設名**
 - ①上宝ふるさと歴史館 …【担当課：文化財課】
上宝文教施設振興会
 - ②高山市国府老人いこいの家 …【担当課：高年介護課】
公益社団法人 高山市シルバー人材センター
 - ③おっぱら自然体験センター …【担当課：農務課】
 - ④パスカル清見（観光施設） …【担当課：観光課】
一般社団法人 おっぱら夢組合
 - ⑤モンデウス飛騨位山 …【担当課：商工振興課】
一般財団法人 位山ふれあいの里
 - ⑥高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森 …【担当課：環境政策推進課】
五色ヶ原の森案内人の会

4 着 眼 点

指定管理執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・指定管理者への指導監督は適正に行われているか
- ・業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか
- ・指定管理料（納入金）の支出（収入）の方法、時期、手続き等は適正か
- ・協定書（仕様書）に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか
- ・協定書に定められた報告書は適時に提出されているか
- ・施設管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか
- ・事業計画で定める管理目標は達成されているか

5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課及び指定管理者への質疑及び現地監査を実施した。

6 監査の結果

基本協定に係る施設の運営管理及び関連する事務事業については、概ね適正に執行されていた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

○上宝ふるさと歴史館

上宝ふるさと歴史館は、公募により令和 2 年度から令和 6 年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。

歴史民俗資料の維持管理業務については、仕様書で「指定管理者は高山市教育委員会の指示により取扱マニュアルを定めること」と規定しているが、担当課からの指示がなく、未作成となっていた。

担当課は、指定管理者が収蔵資料を適切に取扱うことができるよう、早急に取扱マニュアルの作成を指示されたい。

○モンデウス飛騨位山（交流促進施設）

モンデウス飛騨位山は、非公募により令和 2 年度から令和 4 年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。

当施設の令和 2 年度収支決算は、コロナ禍での収入減少に伴い、赤字相当額を指定管理料 235 万円で補てんしたため 0 円であった。

基本協定更新時に、指定管理者から提出された収支予算書と、令和 2 年度収支決算を比較したところ、収支予算書で 142 万円と見込んでいた管理費が決算では 272 万円と大幅に増額となっていた。

担当課からは、収支予算書作成時に共用施設に係る経費の按分比率を見直したが、決算時に指定管理者と担当課の双方が失念し、従前の比率で決算を行ったためとの説明を受けたが、見直した按分比率は根拠に乏しいことから、事業実態を反映した合理的かつ適切な按分方法となるよう検討されたい。

また、基本協定第 27 条では、「指定管理者は、指定管理経費を上回る使用料等収入額がある施設については、その差額を納入金として市に納入する」と規定している。

当施設は、平成 26 年度以降、赤字決算が常態化しているにもかかわらず、市が納入金を徴収していることには問題があると考えるが併せて検討されたい。

○高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森

高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森は、公募により令和 2 年度から新たな指定管理者となった。

令和 2 年度は災害により指定管理事業で行う 3 コースの一部が使用できないなどの要因はあったが、自主事業で行ったショートコースの利用者数及び使用料収入が指定管理事業を上回っていた。

参加しやすい自主事業を契機として指定管理事業の利用増加を図るとの説明があったが、基本協定第 46 条では、「本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる」と規定していることから、指定管理

事業の利用者が減少し、手軽なショートコースの利用者のみが増加することがないよう留意されたい。

◎各施設共通事項

・変更協定日と支出負担行為日の相違について

市は、令和 2 年度の指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の影響について、不可抗力と位置付け、指定管理料の変更を行った。

監査対象のうち、おっばら自然体験センター、パスカル清見（観光施設）、モンデウス飛騨位山の 3 施設と指定管理料増額に係る変更協定を令和 3 年 4 月 30 日に締結していたが、増額に係る支出負担行為日を遡って令和 3 年 3 月 31 日としていた。

高山市支出負担行為の整理区分に関する規則では、「委託料の支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定しており、変更協定日と支出負担行為日が相違していることは適当ではない。令和 2 年度実施事業の変更協定については、同年度内に締結し、同日付で支出負担行為を行うべきであったと考えるが、検討されたい。

・貸与備品の管理について

備品管理事務の適正な実施については、これまでも指摘してきたが、今回監査対象とした施設においても、備品台帳の不備が見受けられた。

おっばら自然体験センターでは、高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例で、利用者が使用できるとされている物品が備品台帳から漏れていた。パスカル清見（観光施設）では、基本協定で「備品なし」と記載していたが、購入経緯の不明な備品が多数存在し、かつ備品台帳も作成されていなかった。モンデウス飛騨位山では、基本協定にスキー場で管理すべき備品を交流促進施設の備品と記載していた。

指定管理者制度運用ガイドラインでは、「市は指定管理者立会いのもと、定期的（少なくとも年 1 回以上）に、現地にて双方で突合を行い確認」と規定しており、早急に現況確認のうえ、備品の管理を適正に行われたい。

・モニタリング調査の実施について

今回の監査対象のうち、モニタリング調査数が極めて少ない施設が見受けられた。

パスカル清見（観光施設）では、モニタリングの実施目標が 50 件と低い設定となっており、利用者数 2,186 人に対しアンケート件数 52 件（実施率 2.4%）であった。モンデウス飛騨位山では、スキー場アンケートと兼ねているが実施目標にも達せず、利用者数 38,080 人に対しアンケート件数 15 件（実施率 0.04%）であった。

基本協定第 25 条では、「指定管理者は、利用者からの評価等を適切に把握するため、

市の実施内容に関する指示に基づきモニタリング等で利用者満足度調査を実施し報告する」と規定しており、調査目的を達成できる程度の回答数が得られるよう調査の実施について適切に指導されたい。

なお、行政経営課は、前記の各施設共通事項を含む指定管理全般について、統一した運用が図られるよう担当課を指導されたい。

む す び

市の指定管理者制度は平成 18 年 4 月に開始後、今年度で 15 年目となり、現在 243 施設に導入している。

前年度から今年度にかけては新型コロナウイルス感染症により、利用者の減少や施設の休止など施設運営に大きな影響を受けた。これについては、基本協定第 16 条のリスク分担で定める「不可抗力」と位置付け、影響額を市が負担するなどの対応が取られた。

市は、今後も指定管理事業の実施に支障をきたすことがないよう適切な対応を行うとともに、これまでの実績や評価を分析し、効率的な施設運営や市民サービスの向上に繋がるよう、より一層適正な指定管理制度の運用に努められたい。